

カンボジア国籍身分証明カードに関する政令

王国政府は、以下を確認し

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する 1994 年 7 月 20 日付勅許第 02/NS/94 号
- 内務省設置の公布に関する 1996 年 1 月 24 日付勅許第 NS/RKM/0196/08 号
- 国籍法の公布に関する 1996 年 10 月 9 日付勅許第 NS/RKM/1096/30 号
- 内務省の組織及び機能に関する 1993 年 12 月 20 日付の政令第 16 号
- 内務大臣からの提議書

次のとおり決定した。

第 1 条

本政令別紙に記載する見本¹に従い、カンボジア国籍身分証明カードを新たに作成する。1996 年 7 月 26 日付政令第 36 号に定める内容に従い、カンボジア国民に付与されたカンボジア国籍身分証明カードは、その有効期限が切れるまでは依然として有効とする。

第 2 条

15 歳以上の両性のカンボジア国民は、行政文書の作成又は法律で規定されたその他の権利及び義務の履行において使用するためのクメール国籍身分証明カードを保有するものとする。

第 3 条

カンボジア国籍身分証明カードは、次に定める者に対しては発行されない。

- 仏教の僧侶
- 裁判所の判決に従って刑罰に処せられている者
- 矯正施設に収容されている者
- 精神障害がある者
- カンボジア国籍保有者として特定するための公的書類を十分に備えていない者

¹ 訳注：見本については、2011 年の改正政令の別紙を参照。

第4条

カンボジア国籍身分証明カードの有効期間は、発効日から10年とする。

第5条

両性のカンボジア国民は、カンボジア国籍身分証明カードを作成する義務、及び自らの背景を通知若しくは報告するか、又は次に定めるものを持参する義務を負う。

- カンボジア国籍である旨を特定する出生証明書、又は
- カンボジア国籍者との結婚を特定する家族簿、又は
- その者がカンボジア国籍を有する父又は母から産まれた者である旨を認めた裁判所の確定判決、又は
- 申請者による請求又は帰化を通じてカンボジア国籍を認めた旨の勅令、又は
- 当該申請者がカンボジア国籍を有する父又は母から産まれたことを特定する公的書類又は証拠

第6条

カンボジア国籍身分証明カードの申請手続、申請資格、発行及び利用方法については、内務省の省令により定める。

第7条

州及び地方自治体の知事は、自らの管轄区域においてカンボジア国籍身分証明カードの付与作業を主導、調整、実施する責任を負う。

第8条

カンボジア国籍を有しない者に対してカンボジア国籍身分証明カードを付与した管轄の職員は、国籍法第20条の規定に従って処罰される。

第9条

身分証明カードを偽造し、項目を削って消去し、虚偽の氏名を報告若しくは記入し、他人に貸し与え、又は偽造の身分証を利用した者は、国籍法第21条の規定に従って処罰される。

第10条

自らのカンボジア国籍身分証明カードを初めて、又は2回目に申請する国民は、国家予算に充当される手数料を支払う。開始日及び身分証明カード手数料については、経済財政省及び内務省の省令によりこれを定める。

第 11 条

本政令と矛盾する規定は、無効とする。

第 12 条

閣僚評議会担当大臣，内務大臣，国防大臣，外務国際協力大臣，経済財政大臣，司法大臣，公共機能国家事務局長官，すべての省庁の大臣及び長官は，その署名日から本政令を実施する。

プノンペン，2007 年 6 月 12 日

首相 **Hun Sen**

(押印及び署名)